第１章第１節１⑷中「審議官室（災害担当の大臣官房審議官が置かれず、災害担当の大臣官房参事官が置かれた場合には、大臣官房審議官室を大臣官房参事官室と読み替える。）」を「総合政策課政策推進室」に改める。

第１章第１節２⑶中「別紙のとおりとする。」の次に、「この場合において、国民保護法第45条第１項の規定により政府対策本部長から警報の通知を受けたときは、政府対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、各地方支分部局及び日本銀行に通知するものとする。また、警報の解除が行われたときも同様とする。」を加える。

第１章第２節１⑴中「以下、「対策本部」という。」を「以下、「政府対策本部」という。」に、「対策本部、関係省庁」を「政府対策本部、関係省庁」に改める。

第１章第２節１⑵中「対策本部・関係省庁等」を「政府対策本部・関係省庁等」に改める。第１章第２節２⑴及び⑵中「各財務局長、」の次に「財務支局長、」を加える。

第２章第２節１⑴中「各部局等」の次に「及び沖縄総合事務局」を、「その所掌事務」の次に「（沖縄総合事務局については、財務省の所掌に限る。以下同じ。）」を加え、「別紙に定める連絡体制を利用し、」を削る。

第２章第２節１⑵中「対策本部」を「政府対策本部」に改める。

第２章第２節３中「対策本部」を「政府対策本部」に改める。

第２章第４節１⑴中「又は」を「、」に改め、「財務局出張所」の次に「又は沖縄総合事務局（以下「財政融資資金部局等」という。）」を加える。

第２章第４節１⑵中「被災地を管轄する財務局、財務支局、財務事務所又は財務局出張所」を「財政融資資金部局等」に改める。

第２章第４節２中「沖縄総合事務局財務出張所、」を削り、「又は沖縄国税事務所」を「、沖縄国税事務所又は沖縄総合事務局等」に、「国民保護法第２条第３項の国民の保護のための措置」を「国民保護措置」に改める。

第２章第４節３ロ中「最高」を「最長」に、「期限」を「期間」に改める。

第３章の見出し中「緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項」の前に「財務省の」を加える。

第３章１⑴中「以下「緊急対処事態対策本部」という。」を「以下「政府緊急対処事態対策本部」という。」に改める。

第３章２の見出し中「事態」を削る。

第３章２中「この場合において、国民保護法第45条第１項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、各地方支分部局及び日本銀行に通知するものとする。また、警報の解除が行われたときも同様とする。」を削る。

別紙１⑵の見出し中「時」を「情報」に改める。

別紙１⑵中「財務省本省各課」の次に「等」を、「、緊急」の次に「時に」を加え、「（大臣官房厚生管理官を含む。）」を削り、「大臣官房長」を「大臣官房審議官（危機管理担当。以下「大臣官房審議官（危機管理）」という。）」に改める。

別紙１⑶イ及びロ並びに⑷中「大臣官房長」を「大臣官房審議官（危機管理）」に改める。

別紙１⑷中「緊急時連絡担当者」を「緊急情報連絡担当者」に改める。

別図を次のように改める。

別図

武力攻撃事態等緊急時における情報伝達経路図

